

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ア 人口構造

令和2年国勢調査における町の人口は46,377人、世帯数は19,005世帯と、人口の増加が続いている。また、人口密度は1平方キロメートル当たり5,337人と、福岡県の政令市を除く市町村では第2位、全国の町村では第1位の町となっている。

年齢階層別の割合は、15歳未満の年少人口が16.3%、15～64歳の生産年齢人口が59.6%、65歳以上の老人人口が24.1%となっている。生産年齢人口比率は減少しているが、20代後半から30代の転入数は多く、子育て世代に選ばれる町として支援環境が整備されている。

##### イ 産業構造及び中小企業者の実態

明治22年の村制施行以来、海軍が管轄する志免鉱業所を中心とした炭鉱の開発により、石炭の町として歩みを始めた。特にその周辺では多くの関連施設や炭鉱住宅などが建設され、それに伴う商業地域としても繁栄した。

昭和39年には、戦後海軍に替わり運輸省が管理していた同炭鉱が閉山し、一時的な人口減が見られたが、福岡市に隣接する地理的要因から住宅開発が進み、現在は前述のとおり人口46,000人を超える町に発展している。

町内には農地が少なく、その農業用地も宅地転用等により縮小されてきており、地域を代表する農産物は育っていない状況である。

工業団地には、機械、金属工業など製造業の大企業の支店（支社）を中心として約50の事業所が立地しているが、町内には基幹産業となるものは無く、都市近郊型の小売業・飲食店などを中心とする小規模事業者が町内全域に点在している。

また、総面積が8.69平方キロメートルと小さな町で、増え続ける人口の住宅需要に対応するため、工業系用途地域に集合住宅等の立地が進んでいる。

以上のことから、面積が狭く、地理的な条件により産業として利用できる土地が限られているため、第一次及び第二次産業の展開は難しく、産業別生産額では8割以上を占める第三次産業が地域経済を担っていることが特徴である。

このような中、近年では、町の動脈である福岡東環状線や県道福岡太宰府線といった幹線道路沿いに飲食店、大型ショッピング施設等が進出するなど、新たな商業集積がみられるようになった。

一方で、かつて石炭の町として栄えていた頃の商店街は、炭鉱の閉山や新たな商業集積に伴い店舗数が大幅に減少し、平成19年には商店街協同組合も解散するなど、地域を支える小規模事業者にとっては、売上の増加や利益の確保を十分に享受でき

ているとは言えない状況でもある。人手不足や後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された町の産業基盤が失われかねない状況である。

そのため、セーフティネット保証制度や独自の取組みとして近隣町と商工会と合同で起業塾開催（産業競争力強化法に基づく創業支援事業）などを講じているが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業づくりを支援していくことは、喫緊の課題である。

## （2）目標

導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業数の減少に歯止めをかけ、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業づくりを積極的に支援し、計画期間中における概ね5件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## （3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

町内で操業する企業のあらゆる業種の幅広い活動を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第1項に定める先端設備等の全種類を対象とする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### （1）対象地域

工業団地をはじめ、町内全域に各事業所が分布していることから、全域を対象とし、広く事業者の生産性向上を目指す。

### （2）対象業種・事業

サービス業を中心に、多様な業種が町の経済、雇用を支えていることを踏まえ、全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場を見据えた連携など、多様である。

したがって、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### （1）導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

##### （2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間又は5年間のいずれかとする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- （1）人員削減を目的とした取組みは先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。
- （2）公序良俗に反するものや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、健全な地域経済の発展に配慮する。
- （3）町税を滞納している者は、対象者から除く。
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業の用に供する設備は、対象としない。